

議案第76号	三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の制定について
農業振興課	市民の余暇活動や学習の機会としての農作業を通して、市民相互の交流を深め、健康でゆとりのある生活の確保と農地の保全に資するため、三田市ふれあい農園を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。

【趣 旨】 近年、農地を持たない都市住民の余暇活動として関心が高まっている市民農園は、食育、ユニバーサル園芸（園芸福祉）の場としても幅広い活用が期待されているところであり、本市においても、農地保全の有効な手段のひとつとしての活用を広げることが目的に、モデル農園として、余暇活動施設であるガラス工芸館に近接するほ場を活用した市民農園を整備しようとするもの。

【農園概要】

位置：三田市香下椎原 2189 番（条例第 2 条）

土地の所在	地目		計画面積 (㎡)	新たに権利を取得するもの	市民農園施設
	登記簿	現況		権利の種類	
香下椎原 2189	田	田	2,421	賃借権	農園
香下小屋ヶ谷 1834	山林	山林	2,064	所有権	農具用管理倉庫
香下奥椎原 485	山林	山林		所有権	鳥獣侵入防止柵等

【内 容】

- 使用時間（第3条関係） 午前5時から午後7時までの間で、市長が指定する時間
- 農園を使用することができる者（第4第1項条関係）
  - (1) 三田市に住所を有する者のうち、自ら農園を使用し、及び耕作することができる者（農業を生業としている者を除く。）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 使用者の公募（第4条第2項関係）  
農園を使用しようとする者を公募する。この場合において、農園を使用しようとする者の数が公募に係る農園の区画数を超えた時は、抽選によりこれを決定するものとする。
- 使用期間（第6条関係）  
許可を受けた日から1年間（使用者の申請に基づき、1年ごとの更新が可能。ただし、連続して5年を超えることはできない。）
- 使用料（第7条関係）  
1年間の使用料として1区画当たり20,000円を前納しなければならない。
- その他  
行為の制限（第9条関係）、許可の取消し等（第10条関係）、損害賠償の義務（第12条関係）

【施行期日】 平成24年10月14日

【準備行為】 この条例の施行の前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

【予 算】 市民ふれあい農園整備事業整備費として、2,320千円

【運営及び管理体系】

市民農園の開設及び運営にあたっては、関係機関との連携を図り、営農指導などを実施していくとともに、地域住民の協力による管理体制を構築し、都市と農村の交流拠点モデルとしての情報発信を行っていく。

